

明治安田日本債券オープン (年1回決算型) (愛称：しあわせ宣言 (年1回決算型))

足元の金利上昇を受けた国内債券市場の見通しについて

平素より、明治安田アセットマネジメントが設定・運用する「明治安田日本債券オープン (年1回決算型) (以下、「しあわせ宣言 (年1回決算型)」または「当ファンド」といいます。)

にご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。当レポートでは、国内債券市場で金利上昇が継続する状況下での当ファンドの運用状況ならびに今後の見通しについてご案内させていただきます。

- ① 当ファンドの運用状況
- ② 国内長期金利上昇が緩和すると考えられる理由
- ③ 欧米と比べると日本の物価上昇は限定的
- ④ 今後の見通しと運用方針について

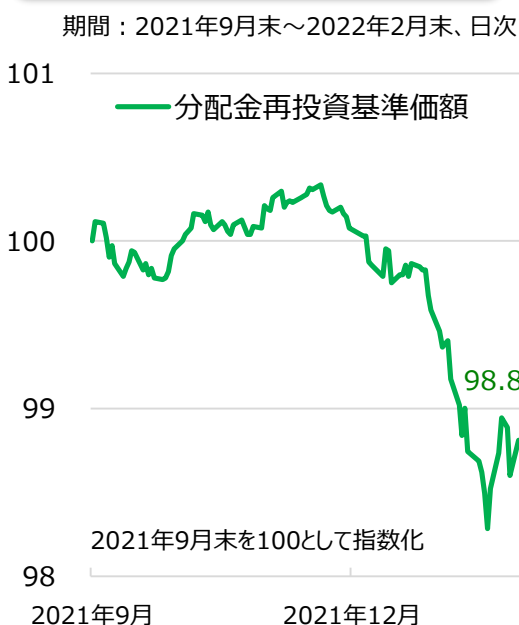
① 当ファンドの運用状況

足元の国内債券市場は、米国の利上げと共に2023年4月に就任する日銀新総裁の下で日銀が金融緩和姿勢をどの程度修正するかが注目されています。特に2021年12月に開催されたFOMC (米連邦公開市場委員会) 以降は、欧米での金融政策正常化が進むとの見方が強まったことが国内債券市場にも影響し、国内金利の上昇につながりました。こうした中、当ファンドの基準価額は、分配金再投資基準価額ベースで2021年9月末以降の高値から1%を超えて下げる展開となっています。しかし、日銀は国内景気動向に充分配慮しながら、慎重に政策調整を行っていきと考えており、時間の経過とともに安定した動きが期待できると考えられます。

しあわせ宣言 (年1回決算型) の基準価額推移



2021年9月末以降の推移



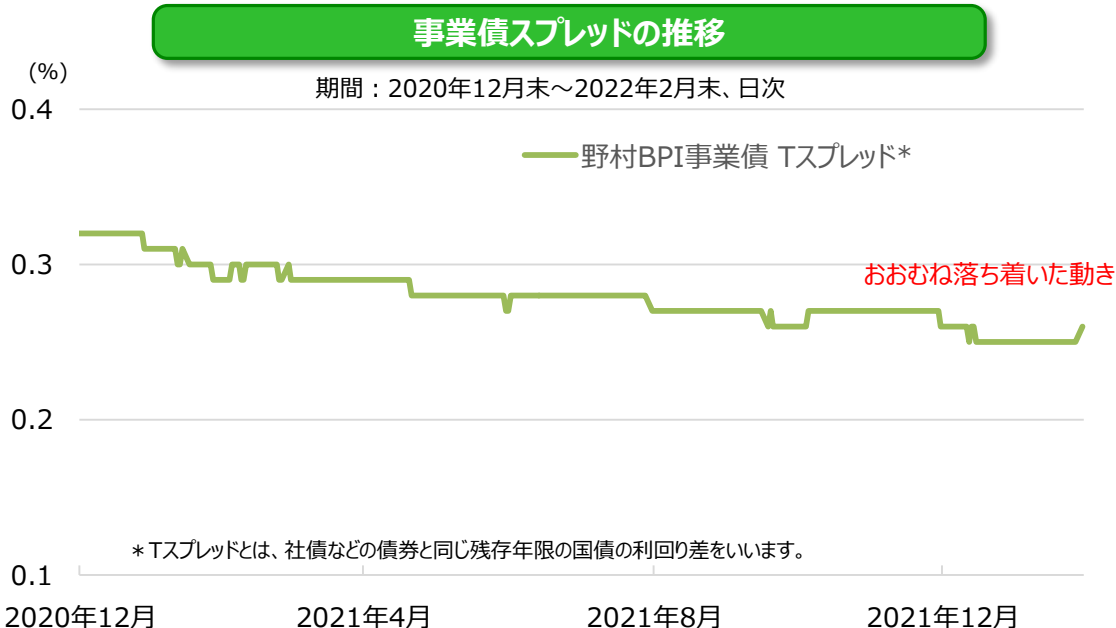
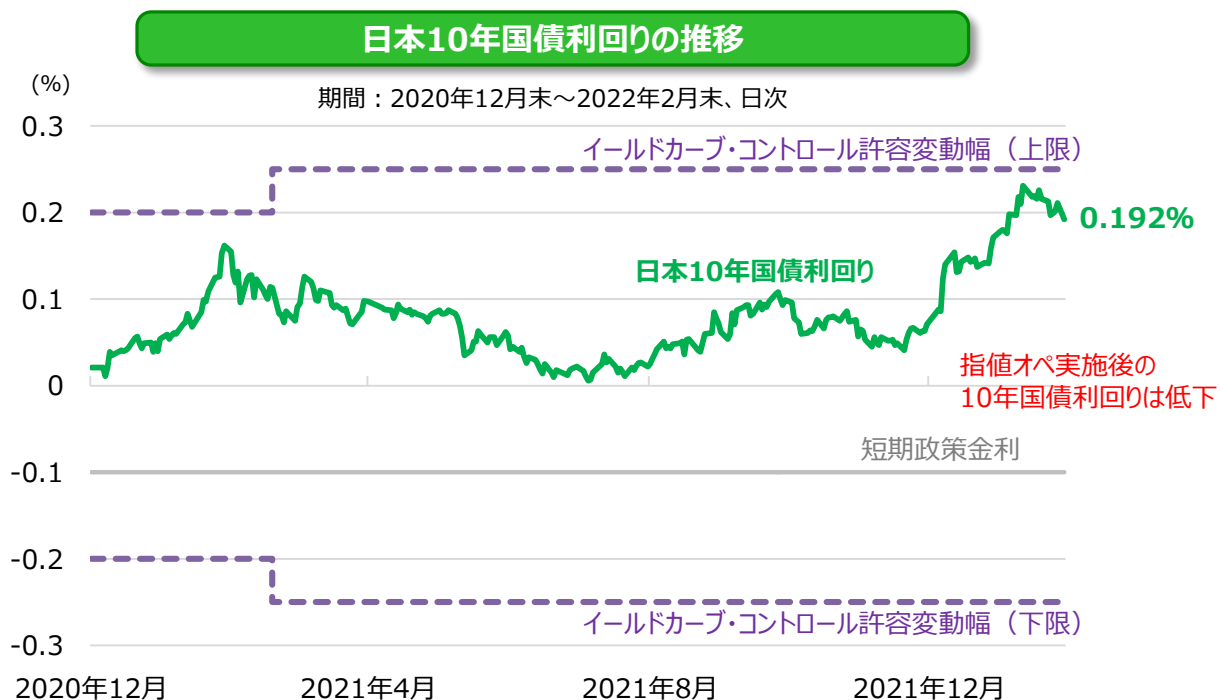
※ 基準価額は、運用管理費用 (信託報酬) 控除後の10,000口あたりの値です。
 ※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書 (交付目論見書)」をご覧ください。

※ 上記はあくまで過去の実績および作成時点での弊社見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。
 ※ 最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

② 国内長期金利上昇が緩和すると考えられる理由

- 足元の金利上昇により、10年国債利回りは、日銀のイールドカーブ・コントロール許容変動幅（以下、「許容変動幅」といことがあります）の上限に近いところにあります。日銀は長期金利の上昇を抑え込むために10年物国債を許容変動幅上限の利回りで無制限に買い取る指値オペを実施し、金融緩和を堅持する姿勢を明確にしました。そのため今後、同利回りは徐々に低下していくと考えられます。
- 米国では利上げが予定通り実施される見通しですが、ウクライナ情勢の影響により欧州や日本では景気先行きが懸念され金融政策の正常化が遅れるとの見方も出始めています。
- 国内事業債スプレッドは、2021年12月以降は利回りの高い相対的に格付が低い債券や長期債の一部に影響がみられるものの、ウクライナ情勢の影響も限定的でおおむね落ち着いた動きが続くとみています。



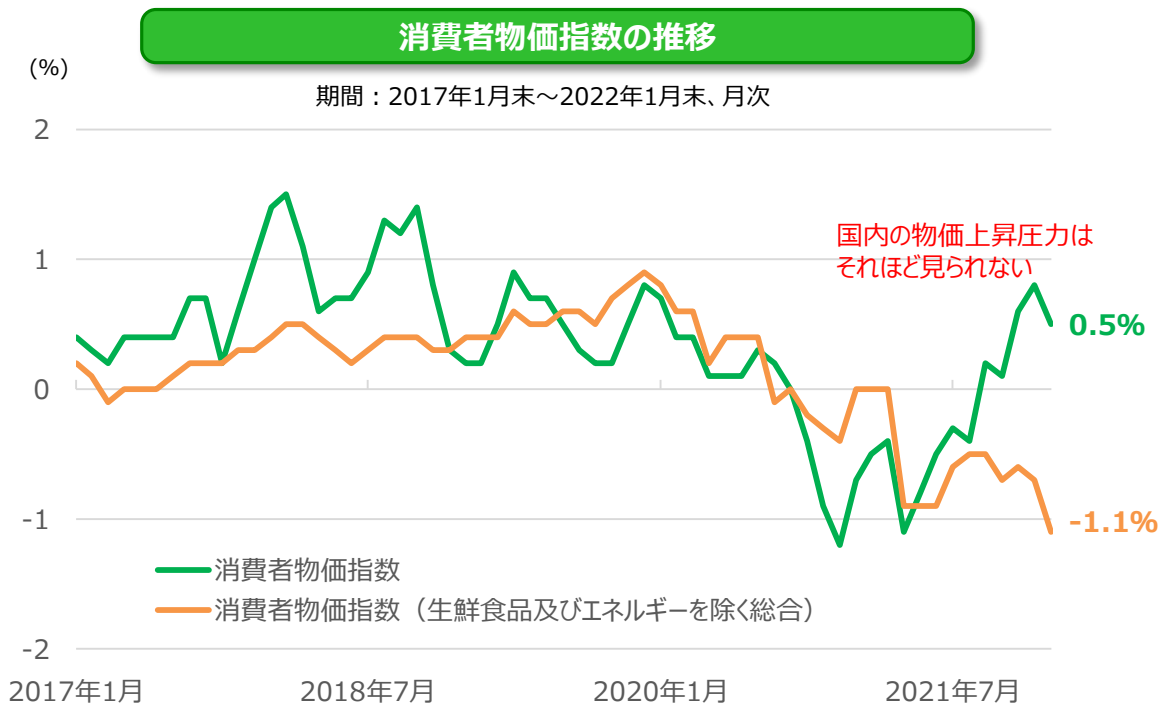
出所：ブルームバーグ、ファクトセットのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※上記はあくまで過去の実績および作成時点での弊社見解であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

③ 欧米と比べると日本の物価上昇は限定的

- 日本の消費者物価の上昇率は前年比1%程度と、欧米の消費者物価の上昇率約5～7%と比べると限定的となっています。日銀が政策決定を行う上で注視している消費者物価指数（生鮮食品およびエネルギーを除く総合）でみると、依然としてマイナスとなっており、物価動向からすると日銀は金融緩和解除を急ぐ必要はないと考えられます。
- ウクライナ情勢次第で原油価格のさらなる高騰などにより、欧米での利上げが前倒しになると、日銀が追随するのではとの見方が強まる可能性があると考えています。



出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

④ 今後の見通しと運用方針について（ファンドマネージャーコメント）

- 3月15日、16日に開催されるFOMC（米連邦公開市場委員会）にて、米国では利上げが開始され、その後も市場がほぼ想定するペースで段階的な利上げが行われるとみています。実際に利上げが開始されると、市場の懸念材料は徐々に払拭されるとみています。また、新年度入りする4月には機関投資家を中心に債券投資が活発化すると考えられることから、国債利回りは現状の水準から大きく上昇するリスクは小さいと思われます。
- ウクライナ情勢は懸念材料ではありますが、欧州の景気回復が鈍化し、年内に欧州の利上げが行われるとの見方が弱まる要因となる可能性があるため、国内債券市場の金利上昇要因になりにくいとみています。
- こうした環境下で、収益の積上げを図るために、投資戦略の中でも社債投資を引き続き重視しています。4月以降は国内債券市場の流動性も回復するとみているため、社債スプレッドが過度に縮小した銘柄は売却を進め、財務状況を見極めた上で相対的に大きなスプレッドが残る社債に入れ替えるなどのトレードを数多く行い、ポートフォリオの収益上乗せを図る方針です。
- 当ファンドを通じ引き続き、投資家の皆さまにより良いパフォーマンスを提供したいと考えておりますので、今後ともご愛顧を賜りたく、よろしくお願い致します。

（2022年2月末時点）

ファンドの主な特色

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

明治安田日本債券オープン（年1回決算型）は、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。



特色1 NOMURA – BPI総合をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

※NOMURA – BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。



特色2 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。



特色3 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本とし、ファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デューレーションの調整、イールドカーブ ポジショニングのコントロールを行います。

※公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

分配方針

年1回（4月10日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配にあらず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

明治安田日本債券オープン（年1回決算型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、債券（公社債）など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

〈主な変動要因〉

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のペーパーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

手続・手数料等

※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2018年7月17日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年4月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																					
購入時手数料	購入価額に、 1.1% (税抜1.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。																																				
信託財産留保額	ありません。																																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																					
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年0.198%～0.715% (税抜0.18%～0.65%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。</p> <p><内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th colspan="5">料率（年率）</th> </tr> <tr> <th>新発10年国債 利回り*</th> <th>1%未満の場合</th> <th>1%以上 2%未満の場合</th> <th>2%以上 3%未満の場合</th> <th>3%以上 5%未満の場合</th> <th>5%以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.055% (税抜 0.05%)</td> <td>0.11% (税抜 0.1%)</td> <td>0.176% (税抜 0.16%)</td> <td>0.264% (税抜 0.24%)</td> <td>0.308% (税抜 0.28%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.11% (税抜 0.1%)</td> <td>0.22% (税抜 0.2%)</td> <td>0.33% (税抜 0.3%)</td> <td>0.352% (税抜 0.32%)</td> <td>0.363% (税抜 0.33%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="5">0.033% (税抜 0.03%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.198% (税抜 0.18%)</td> <td>0.363% (税抜 0.33%)</td> <td>0.55% (税抜 0.5%)</td> <td>0.66% (税抜 0.6%)</td> <td>0.715% (税抜 0.65%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該計算期間において適用します。 ※支払先の役務の内容は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。</p>	配分	料率（年率）					新発10年国債 利回り*	1%未満の場合	1%以上 2%未満の場合	2%以上 3%未満の場合	3%以上 5%未満の場合	5%以上の場合	委託会社	0.055% (税抜 0.05%)	0.11% (税抜 0.1%)	0.176% (税抜 0.16%)	0.264% (税抜 0.24%)	0.308% (税抜 0.28%)	販売会社	0.11% (税抜 0.1%)	0.22% (税抜 0.2%)	0.33% (税抜 0.3%)	0.352% (税抜 0.32%)	0.363% (税抜 0.33%)	受託会社	0.033% (税抜 0.03%)					合計	0.198% (税抜 0.18%)	0.363% (税抜 0.33%)	0.55% (税抜 0.5%)	0.66% (税抜 0.6%)	0.715% (税抜 0.65%)
	配分	料率（年率）																																			
新発10年国債 利回り*	1%未満の場合	1%以上 2%未満の場合	2%以上 3%未満の場合	3%以上 5%未満の場合	5%以上の場合																																
委託会社	0.055% (税抜 0.05%)	0.11% (税抜 0.1%)	0.176% (税抜 0.16%)	0.264% (税抜 0.24%)	0.308% (税抜 0.28%)																																
販売会社	0.11% (税抜 0.1%)	0.22% (税抜 0.2%)	0.33% (税抜 0.3%)	0.352% (税抜 0.32%)	0.363% (税抜 0.33%)																																
受託会社	0.033% (税抜 0.03%)																																				
合計	0.198% (税抜 0.18%)	0.363% (税抜 0.33%)	0.55% (税抜 0.5%)	0.66% (税抜 0.6%)	0.715% (税抜 0.65%)																																
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0022%（税抜0.002%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>																																				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して・・・20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して・・・20.315%

※上記は2021年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※最終ページ「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社・・・ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社・・・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	日本一般社団法人投資顧問業協会	第一種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
銀行							
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○				
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○			○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○				
証券会社							
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○				
十六TT証券株式会社 （ファンドラップ専用）	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○				
東海東京証券株式会社 （ファンドラップ専用）	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○		○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第197号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社 （ファンドラップ専用）	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	

明治安田アセットマネジメント

明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

- ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.myam.co.jp/>

<当資料に関してご留意いただきたい事項>

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。